

科研費等公的研究費の適正な使用・管理と 研究活動における不正行為への対応について

公益財団法人海洋生物環境研究所
理事長 保科 正樹

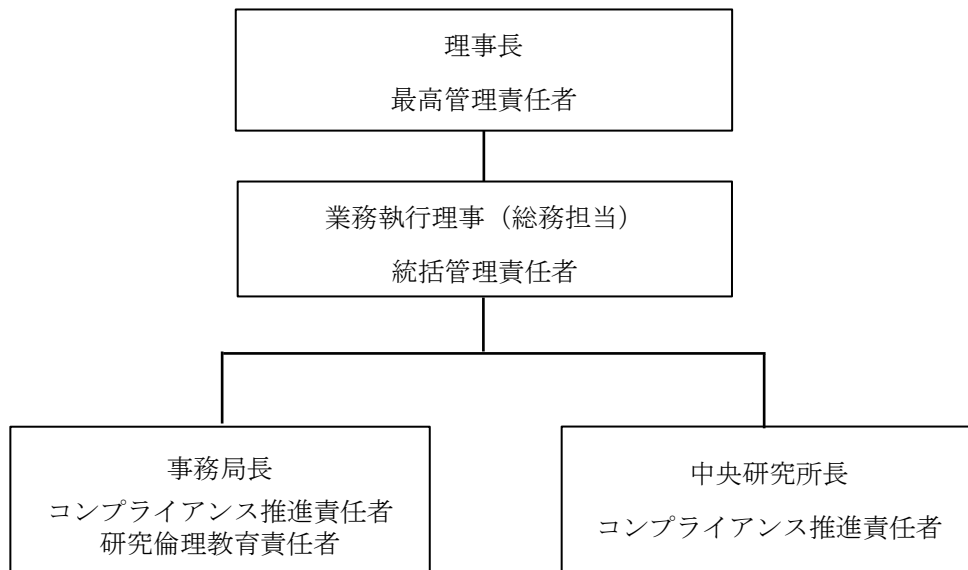
当研究所では、文部科学省より「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に示されている趣旨に鑑み、さらなる科研費等公的研究費の適正な使用・管理及び研究活動における不正行為防止に対して、責任体系を明確化し、必要な取組みを推進してまいります。

1. 基本方針

当研究所は、社会的信用の維持・向上に努め、科研費等公的研究費の公正かつ適正な執行及び研究活動における不正行為防止に努めてまいります。

2. 管理体制

当研究所は、以下の管理体制のもと科研費等公的研究費を適正に管理・運営し、また、研究活動における不正行為を防止いたします。



3. 不正取引等の防止について

不正な取引を防止するため、当研究所は取引先に対し以下の対策を講じます。

○誓約書の提出

科研費等公的研究費における取引の際に、取引先へ誓約書の提出を求めることを原則としております。

○不正な取引への処分

取引先が不正な取引に関与した場合には、取引停止等の措置を講じます。

4. 研究活動における不正行為について

「研究活動における不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによって、投稿論文など公表された研究成果の中に示されたデータ、結果等を捏造、改ざんすること、他の研究者の研究成果を盗用すること及び二重投稿、不適切なオーサーシップをいいます。

5. 不正行為の相談・告発の受付

科研費等公的研究費及び研究活動に関する不正行為の相談・告発は、以下の窓口へお申し立て下さい。

<告発等の申立方法>

次の内容を申立書にご記載の上、受付窓口へ郵送又は面談にてお申し立て下さい。

※原則として、以下の内容が示されたもののみ受付けます。

- ①申立者の氏名・連絡先
- ②不正を行ったとする者の氏名
- ③不正の内容
- ④不正を行ったとする合理的かつ明確な科学的根拠

・ 申立書 [\[Word\]](#) [\[PDF\]](#)

<告発等について>

- ・ 告発者には、調査の協力を求めることがあります。
- ・ 告発内容や告発者の秘密を守るため適切な措置を講じます。
- ・ 告発が悪意に基づくものであったことが判明した場合は、告発者の氏名を公表する等の措置を講じます。

<受付窓口>

事務局 経営管理グループ

(書面・面談) 〒162-0801 東京都新宿区山吹町 347 番地 藤和江戸川橋ビル7階

6. 規程等

- ・ 科研費等の研究活動における不正行為へ対応について（要領）
- ・ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン【文部科学省】
- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）【文部科学省】

7. お問い合わせ窓口

事務局 経営管理グループ

TEL : 03-5225-1161 FAX : 03-5225-1160

.....

※「科研費等公的研究費」とは、特定の研究を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から配分された競争的資金をいう。